

くらしの法律 シリーズ 9

改正相続法のはなし

これまで「くらしの法律シリーズ」で取り上げてきた、
相続・遺言・後見など老後の問題。

2018年7月に、およそ40年ぶりの
大きな法改正がありました。

2019年1月から、
段階的に施行されている相続法改正。
その中身を、ここでまとめてお伝えします！



ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

TEL **075-256-1881**

FAX **075-231-8506**

配偶者居住権ってなあに？

1 配偶者居住権とは？

被相続人の配偶者は、被相続人が所有する建物の相続開始時に居住していた場合、一定の要件を満たせば、居住していた建物を相続しなくても、そこに無償で居住することができるようになります（民法1028条）。

例えば、被相続人であるHさんが、遺産として2000万円の居住用建物としての自宅と預金2000万円を死亡時に持っていたとします。相続人は配偶者であるWさんと娘のDさんの2人です。Hさんは遺言を残さなかったため、WさんとDさんは法定相続分に従い、各2分の1ずつHさんの遺産を相続します。Wさんとしては、長年住み慣れた自宅を手放したくありません。そこで、自宅を相続したいと考えていますが、そうすると2000万円の預金は全てDさんのものとなり、Wさんの手元には今後の生活をしていくためのお金がありません。

このような場合に、自宅の所有権をDさんに相続させ、配偶者居住権をWさんが相続し、預

金は2人で分けることで、Wさんの生活場所と生活費の確保を図れるのです。なお、この制度は、2020年4月1日以降の相続に適用されます。

2 どんな場合に権利取得できるの？

配偶者居住権は、無条件で取得できるものではありません。

簡単にいえば、①相続人全員で決める②被相続人が決める③家庭裁判所の判断で取得させるという3つのパターンがあります（民法1028条1項、1029条）。

3 配偶者居住権の内容ってどんなもの？

① 存続期間（民法1030条）

特別な取り決めをしなければ、配偶者が終身の間、すなわち死亡するまで存続するのが原則となります。

② 無償の使用収益権（民法1028条1項）

居住期間中は賃料の支払義務がありません。

ただし、遺産分割においては配偶者居住権自体の価値は評価されるので、無償というのはあくまで賃料支払義務がないという意味であることに注意しなければなりません。

4 配偶者居住権にデメリットはあるの？

配偶者居住権は創設されたばかりの権利ですが、現段階で少なくとも以下の4つのデメリットも指摘されています。

① 不動産の譲渡・売却ができない

自宅に住み始めた後に認知症を発症したため病院や介護施設へ入らざるを得なくなった場合、配偶者居住権は原則として配偶者が死亡するまで有効に存続するため、実際には配偶者が住んでいなくても、配偶者居住権はなくなりません。そのため、第三者は住むことができないため、自宅は売れず、もてあましてしまうことになります。

② 所有者の税負担が大きい

固定資産税は通常不動産の所有者が負担するものですが、改正相続法では配偶者居住権を取得した者は通常必要費として、固定資産税の支払義務を負います。しかし、これはあくまでも「建物」についてであるため「土地」につい

ては原則どおり土地所有者が支払義務を負うことになり、土地所有者にとっては自分が住んでいない土地の税金を支払うことになるので不満を感じやすくなります。

③ 配偶者の年齢によっては手元に残るお金が少なくなる

配偶者居住権の価値は存続年数が長ければ高くなります。そのため、配偶者の年齢が若ければ配偶者居住権の価値も相対的に高くなるため、その分手元に残るお金が少なくなります。

④ 利用できるのが法律上の配偶者のみ

配偶者居住権は被相続人の配偶者が利用できる権利なので、事実婚や内縁配偶者は対象外となっています。

以上のように、デメリットもある配偶者居住権。これを利用して、住み慣れた家に住み続けながら、後の生活資金も残せるという利点をとるかどうか、迷ったら、弁護士にご相談ください。



遺産分割 ～配偶者が保護される？

1 居住用不動産の贈与・遺贈

共同相続人の中に、被相続人から遺贈を受けたか、生計の資本等のために贈与を受けた者がいる場合は、いわば遺産の前渡しを受けたものとして取り扱われ（特別受益）、遺産分割で取り分が減らされます。

しかし、相続法改正により、次の要件をみたせば、被相続人が、配偶者に対し、居住用不動産を遺贈または贈与した場合は、被相続人がその遺贈または贈与については特別受益として取り扱わないという意思表示をしたものと推定されることになりました（民法903条4項）。

- ①婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人からもう一方の者に対する遺贈または贈与であること
- ②居住の用に供する建物またはその敷地であること

この定めによれば、被相続人が、配偶者の生活を守るために居住用不動産を遺贈または贈与しても、原則として特別受益として取り扱われ

ませんので、配偶者は、より多くの財産を取得することができるようになりました。

2 配偶者への生前贈与と贈与税

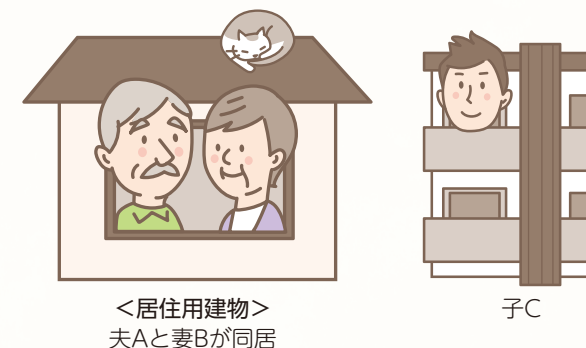
婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2000万円までの配偶者控除が受けられます。次の要件をみたす必要があります。

- ①婚姻期間20年を過ぎた後に夫婦間で行われた贈与
- ②贈与された財産が居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭
- ③贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した居住用不動産または贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に、贈与を受けた者が現に住んでおり、その後も引き続き住む見込みである
- ④贈与税の申告を行うこと

例

被相続人 A
相続人 B、C
Aの遺産 預金6000万円

* AとBは婚姻期間が20年以上の夫婦。
AがBに居住用建物2000万円（評価額）を生前贈与していた。



◇生前贈与(居住用建物2000万円)が特別受益として扱われる場合

Bの取得額： $(6000万 + 2000万) \times 1/2 - 2000万 = 2000万円$
居住用建物の生前贈与が遺産の前渡しとして計算されるため、Bは、Aの遺産である預金のうち2000万円しか受け取れません。

◇生前贈与(居住用建物2000万円)が特別受益として扱われない場合 (民法903条4項)

Bの取得額： $6000万 \times 1/2 = 3000万円$
BはAの遺産である預金のうち3000万円を受け取れます。

*被相続人の意思表示

例えば、Aが、Bに居住用建物を贈与する際の契約書に「特別受益としての持ち戻しを免除しない」と明記した場合は、民法903条4項に基づく推定はされません。したがって、居住用建物の生前贈与は、遺産の前渡しとして計算され、Bは、Aの遺産である預金のうち2000万円しか受け取れません。

遺産分割前の 単独預貯金払戻し制度

1 単独では払戻しができなかった 改正前

相続人が複数の場合の被相続人の預貯金債権について、平成28年12月19日の最高裁大法廷決定により、相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、共同相続人による単独での払戻しができないこととされました。

葬儀費用の支払いや相続債務の弁済等のために資金が必要であったとしても、遺産分割が終了するまでの間、相続預貯金の払戻しはできないことになったのです。

例えば、夫が亡くなり、妻と長男と長女の3人が共同相続した場合、妻が夫の葬式費用を準備しようとして、管理していた夫名義の預金通帳から払戻を受けたくても、単独ではできなくなりました。夫の入院費用も、夫の預金から支払うことができなくなったのです。

この決定で示された家庭裁判所による仮分割の仮処分を活用できるとしても、遺産分割審判

ないし調停の本案が係属していなければならず、また、急迫の危険を防止するために必要があるとの要件が厳しいため、許可を得られるとしても審理に期間がかかります。ですから、緊急の資金需要には対応できませんでした。

今回の民法・家事事件手続法の改正で、共同相続人が単独で預貯金の払戻しをしやすくなりました。

2 家庭裁判所の判断を経ない 預貯金払戻し制度

民法の改正により、2019年7月1日以降、各共同相続人は、相続開始時の預貯金債権額の3分の1に、払戻しを行う共同相続人の法定相続分を乗じた額について、単独での払戻しができるようになりました。但し、1つの金融機関から払戻しが受けられる限度が政令で150万円とされています。

右の例のように、共同相続人全員が協議をしなくても、単独で相続預貯金の払戻しが可能となりました。

例

相続預金1200万円
妻・長男・長女

◆妻の単独払戻し可能額は150万円

預貯金債権額は1200万円、その1/3に、
妻の法定相続分1/2を乗じると200万円
しかし、限度額は150万円
 $1200万円 \times 1/3 \times 1/2$
 $= 200万円 > 150万円$

◆長男の単独払戻し可能額は100万円

預貯金債権額は1200万円、その1/3に、
長男の法定相続分1/4を乗じると100万円
 $1200万円 \times 1/3 \times 1/4 = 100万円$



3 家庭裁判所の判断による預貯金 払戻し

家事事件手続法の改正により、預貯金債権に限り、家庭裁判所による仮分割の仮処分の要件が緩和されました。相続債務の弁済や相続人の生活費の支弁等の事情により仮払いの必要性が認められる場合、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所は、共同相続人の一人に相続預貯金を仮取得させることができるようになったのです。

例えば、夫が亡くなり、妻と長男と長女の3人が共同相続した場合、妻が、当面の生活費を捻出する必要性が認められると、長男や長女の利益を害さない範囲で、夫名義の預貯金を仮取得できるのです。

こうして、家庭裁判所の判断で仮取得させる旨の審判をもらった共同相続人は、単独で預貯金の払戻しを受けることができます。

預貯金の大半を夫名義にして管理していた妻にとって、相続預貯金を仮取得できることは助かりますので、利用したい制度です。

自筆証書遺言が変わる？

1 自筆証書遺言の要件が緩和されました

遺言書には、自筆証書遺言・公正証書遺言等いくつかの作成の仕方がありますが、2019（平成31）年1月から自筆証書遺言の作成が容易にできるようにルールが変わりました。

自筆証書遺言を作成する場合は、

- (1) 遺言者本人が自分自身で全文を書く。
- (2) 日付を記載する。
- (3) 署名をする。
- (4) 捺印をする（実印が望ましい）。

ということが要件とされています。

今回上記（1）の「遺言者本人が自分自身で全文を書く」という要件が緩和され作成が容易になりました。

例えば、遺言書を作成する場合、多数の財産があるときなどは、遺言書本文とは別に、別紙として財産の目録を添付することが便宜です。

しかし、従来、自筆証書遺言については、そうした多数の財産も全文自署（手書き）しなけ

ればなりませんでした。

今回の改正では、遺産の目録部分については、パソコンで作成をしたり、通帳のコピー、不動産登記事項証明書を添付することが可能となりました（ただし、パソコンで作成した目録等を添付する場合は各頁に署名・捺印が必要です）。

2 自筆証書遺言を法務局で保管してもらえる制度ができました

また、2020（令和2）年7月10日から作成した自筆証書遺言を法務局で保管してもらえる制度が新たにできました。

これまで、自筆証書遺言については、相続発生後、家庭裁判所で遺言書の「検認」の申し立てを行わなければなりませんでした（公正証書遺言の場合は不要）。

今回の改正で、法務局に遺言書の保管をしてもらっている場合は、「検認」の申し立てが不要となります。

また、遺言者の死亡後に、相続人や受遺者らは、遺言書保管所（法務局）にて、遺言書が保

管されているかどうかを調べること（「遺言書保管事実証明書」の交付請求）、遺言書の写しの交付を請求すること（「遺言書情報証明書」の交付請求）ができ、また、遺言書を保管している遺言書保管所において遺言書を閲覧することもできます。

自筆証書遺言を遺言書保管所（法務局）に保

管してもらうためには、遺言者本人が遺言書保管所に出向いて遺言書の保管申請の手続きを行う必要がありますが、自筆証書遺言の要件（形式面）を満たしているかチェックをしてもらえるので、その点でもメリットがある制度と考えられます。

遺言書

遺言者京都法男は、この遺書により、次のとおり遺言する。

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

京都法男 

### 遺産目録

#### 1. 不動産

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

#### 2. 預貯金

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

京都法男 

自筆証書遺言と目録の例

# 相続法改正・遺留分

## 1 遺留分減殺請求の問題点

遺留分制度とは、例えば、1人の相続人に全財産を相続させるとの遺言が残された場合、他の相続人が最低限主張できる相続分をいいます。民法では、法定相続分の半分が「遺留分」として保障されています（なお、第2順位の相続人だけの場合は3分の1、第3順位の相続人には遺留分はありません）。

改正前は、遺言により法定相続分を超えた財産を相続した相続人が、遺留分が確保できなかった相続人から、遺留分減殺請求権（権利を侵害された人が遺留分を取り戻す請求）を行使されると、全ての財産が共有状態になってしまい、単独での利用が妨げられたり、すぐには処分できないことになっていました。

そのような場合、遺産分割の実際の場面の多くのケースでは、差額を支払うことにより解決しようとしていたと思われますが、遺留分の返還方法が決まっていたわけではありません。金銭で返還するように請求するような権利は認め

られていませんでした。現物で返還するか金銭で弁償するかを選択肢は返還請求に応じるべき相手方にあったのです。その際、遺産の中に遺留分を満足させるだけの預貯金がある場合や、相手方に蓄えがあれば、それで対処できたかもしれません。しかし、遺産が不動産のみである場合などは、共有状態では容易に売却もできませんので、解決に困難を伴うことが往々にして生じていました。

## 2 遺留分の「減殺請求」から「侵害額請求」へ

そこで、改正法では、遺留分の返還方法については、遺留分減殺請求という形ではなく、遺留分を侵害された額の請求が出来るもの（遺留分侵害額の金銭を請求できる権利）とすることにしました（新民法1042条から1049条）。つまり、遺言によって単独で不動産を取得した場合には、「遺留分減殺請求」により共有になることがなくなったので、単独で利用・処分することが可能となりました。そのうえで、遺留分

侵害額はいくらになるのか、どのように支払うのか、という問題として解決をはかっていくことになったのです。

また、遺留分侵害額の算定に当たって、改正前は、遺留分を算出する基礎財産に生前贈与を受けていた分（特別受益）が贈与の時期を問わずにすべて遺留分算定の基礎となる財産に含まれることになっていました。改正法は、これを改め、生前贈与について持ち戻す期間を相続開始前の10年間に限るものとし、対象となる贈与も、婚姻や養子縁組のためのものか生計の資本として受けたものに限ることになりました。

なお、例えば遺産の中に預貯金等が少なく、遺言により不動産を取得した様な場合におい

て、侵害された価額の返還をする現金が不足するような場合には、支払いについて相当の期限を許与しうることとなりました（1047条5項）。そのため、すぐに不動産を売却しなければならないというような事態を回避することも可能となっています。

この改正により、事業を継続していく上で不可欠の財産を取得したにもかかわらず、単独での利用が妨げられたり、その解決のために当該不動産を処分せざるを得ない状況に陥ってしまうことが回避しやすくなったといえます。そのことから、中小業者に多い同族会社などの事業承継対策が行いやすくなったと言われています。





# 特別寄与料制度の新設について

長年親族の世話をしても、遺産は相続人のみが取得し、相続人でない場合（例えば亡夫の父親の介護をしてきた妻など）は一銭ももらえないということが、ままありました。

これまでも被相続人の療養介護等で貢献した場合には寄与分（民法904条の2）がありましたが、これは相続人だけに限定され、相続人以外の方が貢献しても遺産の分配は認められませんでした。

しかし民法が改正され、2019（令和元）年7月1日以降に被相続人が死亡した場合は、相続人以外の方でも特別の寄与があれば「特別寄与料」として遺産の分配を受けることができることになりました（民法1050条1項）。

## 1 特別寄与者の資格

特別寄与者は、「相続人ではないが被相続人と親族関係がある者」に限られます。典型的な例が、亡夫の親の世話をしてきた妻です。

親族とは、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族、のいずれかをいいます（民法

725条）。上記の典型例は1親等の姻族なので③に該当し、相続人ではありませんが、特別寄与者になります。

但し、親族でも自ら相続放棄をした者及び相続を受けるに相応しくない者（相続欠格事由がある者、相続廃除された者）は除かれます。

## 2 特別の寄与とは？

特別寄与者が特別寄与料を請求できるのは、被相続人に対し

- ①無償で
- ②療養看護その他の労務の提供を行い、



③被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合、です。

まず、療養介護等は無償であることが必要です。有償の場合は、程度にもよりますが特別寄与料を全部又は一部もらえない可能性があります（民法1050条3項の「一切の事情」として裁判所が考慮）。

また「療養看護」は具体例の一つであって、これに限られません。例えば故人の事業に無償で従事していた場合などは、「その他の労務提供」に該当することになります。

但し、特別寄与料が認められるのは療養看護と労務の提供に限定されるので、「財産上の給付」により被相続人の財産の維持・増加に努めても、特別寄与料の請求はできません。

さらに、被相続人の遺産を維持・増加させる「特別な」寄与であることが必要です。

## 3 特別寄与料の請求方法

特別寄与者が相続人との協議で解決することが望ましいですが、協議が不調に終わったときや、そもそも相手方が協議に応じないときは、家庭裁判所に調停を申し立てます。申立書の提出先は、請求の相手方である相続人（複数いる場合はそのうちの1人）の住所地を管轄する家

庭裁判所、または当事者が合意で定める家庭裁判所です（家事事件手続法245条）。

調停がまとまらず不成立となった場合は審判手続が開始され、裁判所が特別寄与料を定めて相続人に対し金銭の支払いを命じます（新家事事件手続法216条の3）。

## 4 特別寄与料の金額の定め方

民法1050条3項は、特別寄与料の金額について、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が特別寄与料の額を定めると規定しています。要するに相続に関する一切の事情が総合考慮されて金額が決まります。

## 5 請求期限

家庭裁判所に対する調停申立ては、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときはできなくなります（民法1050条2項）。特別寄与者は相続が開始したら、できる限り早期に相続人に特別寄与料を請求する必要があります。

詳細は弁護士に相談されることをお勧めします。

ご相談はお気軽に。まずは面談日をご予約ください。

お電話で  
ご予約 **075-256-1881**

平日 10:00～19:00  
土曜 10:00～12:00  
(第2土曜を除く)

受  
付  
平日 9:00～18:00  
土曜 9:00～13:00  
(第2土曜を除く)

ホームページ  
から **京都法律事務所** **検索**

24時間受付。ご相談申込フォームからお申込ください。当日  
もしくは翌開所日に、折り返しお電話にてご連絡いたします。

携帯サイトへのアクセスは左のQRコードをご利用  
ください。  
<http://www.kyotolaw.jp/m/>

**法テラス** の制度も利用できます。

**ともに考え、ともに歩む**  
**京都法律事務所**

Kyoto Law Office

〒604-0981 京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階  
TEL 075-256-1881 FAX 075-231-8506  
<http://www.kyotolaw.jp/>

#### 相談から依頼までの流れ

- ①まずはお電話を  
ホームページの相談申込フォームをご利用  
の場合は当事務所からご連絡いたします。
- ②面談日時をご予約  
ご希望の日時、簡単なご相談内容、お名前、  
ご連絡先をお伝えください。
- ③ご予約の日時に事務所へ  
ご相談内容に関する資料などがあれば、  
できるだけお持ちください。
- ④弁護士と面談  
初回相談時間は原則30分です。  
ご相談料は、30分2,500円(税抜)です。
- ⑤ご依頼受付・問題解決へ  
処理方針や弁護士費用のご説明をします。  
ご納得いただければ、契約書を作成し、  
事件処理を開始いたします。



- お車でお越しの際は付近のコインパーキングをご利用ください
- 地下鉄烏丸線：「丸太町」で下車、①③⑤の番出口、徒歩10分

キ リ ト リ

お問い合わせに法律問題で困っている方がおられましたら、このカードをお渡しください

## ご紹介カード

このカードをご持参の方は、初回  
相談を無料とさせていただきます

|                   |       |
|-------------------|-------|
| ご相談者のお名前          | お電話番号 |
| ご紹介者のお名前          | お電話番号 |
| 当事務所とのつながり(団体名など) |       |

※必ず事前にご予約ください

## お知らせ 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、当事務所も  
4月14日から5月末日まで、事務所開所時間の短縮、面  
談相談から電話相談への切り替えなどの対応を取らせて  
いただいております。

現在は、通常の開所時間となっておりますが、当面の  
間は、以下の対応とさせていただきます。皆様にはご迷惑、  
ご不便をおかけすることもございますが、感染拡大防止  
のため、何卒ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。



所員はマスク  
着用にて対応  
させていただきます。



受付前に消毒  
液を設置して  
おります。ご  
利用ください。



相談室は窓や  
扉を開放し、  
換気に努めま  
す。



相談時ソー  
シャルディ  
スタンスに留意  
致します。

## お気軽にご相談ください

家族  
のこと

離婚、親権、養育費、DV、  
老親の財産管理（後見）など

お金  
のこと

債務整理・過払金返還、  
破産・個人再生など

くらし  
のこと

交通事故、医療過誤、  
消費者被害など

商売  
のこと

商取引、金銭貸借、債権回収、倒産など

住まい  
のこと

借地・借家問題、不動産トラブル、  
環境・住宅問題など

働く  
こと

解雇、配転、賃金差別、労働災害、職業病、  
過労死、パワハラ・セクハラなど

その他

刑事事件、少年事件など



## 個性豊かな弁護士陣

早めのご相談が、よりよい解決に結びつきます

平和を愛する  
行動派弁護士  
**小笠原 伸児**  
おがさわら しんじ



依頼者の心を癒やす  
あったか笑顔  
**岡根 竜介**  
おか ね りょう すけ



空飛ぶ  
ママさん弁護士  
**金 杉 美 和**  
かなすぎ みわ



医療事故と  
向き合って十数年  
**黒澤 誠司**  
くろさわ せいじ



自由を愛する  
自由人な弁護士  
**佐藤 雄一郎**  
さとう ゆういちろう



法律をもっと  
あなたのそばに  
**津島 理恵**  
つしま りえ



大きな心と手で  
依頼者を支える  
**福山 和人**  
ふくやま かずひと



働く人々のための  
法理を追究する  
**吉田 美喜夫**  
よしだ みきお



## お気軽にご利用ください

お電話での法律相談 専用電話 **075-256-1888**

毎週水曜日限定 13:00～15:00 (休日除く)

\* 20分間程度の簡易なご相談に限らせていただきます



佐藤雄一郎弁護士は、静岡県出身。働きながら司法試験を受験し、弁護士を目指した苦労人(?)でもあります。そんな様子は感じさせず、長身で飄々とした「自由人」。大学時代の恩師が弁護士で、授業の合間に楽しそうに事件の話をしているのが羨ましく、この世界に飛び込んだそう。そんな自由人の佐藤弁護士も、夜遅くまで、そして休みの日にも事務所で仕事をしていて「自分でも驚愕です」。京都法律を選んだ理由は、「各界のエキスパートが揃っていたので、自分の弁護士としての質を向上させるのはここだと思ったから」とのこと。所員も新しい仲間を迎えて身の引き締まる思いです。

既に日野町事件や建設アスベスト訴訟など、弁護団事件にも取り組んでいる佐藤弁護士。趣味の将棋やボルダリング、映画鑑賞（最近観たのは『ロシアより愛をこめて（007シリーズ）』や『ラプラスの悪魔』）で息抜きもしながら、「何でもさっさとこなせるスマートな弁護士」目指してがんばります！

これからも、京都法律事務所とともに、佐藤雄一郎弁護士をよろしくお願いします。

京都法律に

新しい仲間が  
*New Member*  
加わりました！

紹介

佐藤 雄一郎 弁護士

